五　社債権者集会に出席した社債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は社債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名
六　［略］
七　［略］

4　法第七百三十五条の二第一項の規定により社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、社債権者集会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。
一　社債権者集会の決議があったものとみなされた事項の内容
二　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
三　社債権者集会の決議があったものとみなされた日
四　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

第五編　組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付

第一章の二　株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第百七十九条の二　法第七百七十四条の四第一項第三号（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　交付対価について参考となるべき事項
二　株式交付親会社の計算書類等に関する事項

2　この条において「交付対価」とは、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債の譲渡人に対して当該株式、新株予約権又は新株予約権付社債の対価として交付する金銭等をいう。

［号を加える。］

五　［同上］
六　［同上］

［項を加える。］

第五編　組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転

［一章二条を加える。］

3　第一項第一号に規定する「交付対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（これらの事項の全部又は一部を通知しないことにつき法第七百七十四条の四第一項（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の申込みをしようとする者の同意がある場合にあっては、当該同意があったものを除く。）とする。
一　交付対価として交付する株式交付親会社の株式に関する次に掲げる事項
イ　当該株式交付親会社の定款の定め
ロ　次に掲げる事項その他の交付対価の換価の方法に関する事項
(1)　交付対価を取引する市場
(2)　交付対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
(3)　交付対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容
ハ　交付対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項
ニ　株式交付親会社の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）に係る貸借対照表の内容
(1)　最終事業年度
(2)　ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、法令の規定に基づく公告（法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしている場合における当該事業年度
(3)　ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度
二　交付対価の一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（株式交付親会社の株式を除く。）であるときは、次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあっては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）
イ　当該法人等の定款その他これに相当するものの定め